

平成26年度事業計画(総括)

1. 事業推進への取組み

- (1) 合併のメリットを最大限に発揮し、本所・支所及び各支所間が連携することで、より迅速適正な損害評価の実施と共済金の早期支払いに努めるなど、積極的かつ効率的なNOSAI事業の推進に取り組めます。
- (2) 「農業共済事業推進本部」の方針に基づき、各支所の「支所運営協議会」において、地域と密着したNOSAI事業の推進を展開します。
- (3) NOSAI部長、損害評価員等の機能を強化し、地域の特色を活かしたNOSAI事業の推進を実施します。
- (4) 家畜共済の新規加入者獲得に向け、家畜診療所と一体となった取組みを推進します。

2. 損害防止事業の充実

- (1) 各地域における損害防止事業を充実し、実情に合った事業の推進に努めます。
- (2) 費用対効果等、実施内容を十分に検証し、より効果的な損害防止活動の実現に向けた検討を行います。

3. 関係機関との連携強化

- (1) 国の徳島地域センター・徳島県・地域農業再生協議会及びJA等との連携により、農作物等の作付実態を把握し引受率の向上に努めます。
- (2) 徳島県家畜保健衛生所並びに徳島県畜産協会との連携した取り組みにより、畜産農家の生産性の向上を支援します。

4. 財務の健全化

- (1) 業務運営の健全化を図り、効率的な予算執行に努めます。
- (2) 余裕金については、「余裕金運用管理委員会」の決定に基づき、安全で効率的な運用により安定した財源の確保に努めます。

5. 内部統制の確立

- (1) 本所・支所の役割を明確にするとともに、情報伝達や連絡体制の整備に努めます。
- (2) 役員会を定期的開催し、組織的な検討を行います。
- (3) 幹部職員会を定期的開催し、業務執行状況の確認や情報の共有化に努めます。

6. 法令等遵守態勢及びリスク管理の確立

- (1) 国の「農業共済団体に対する監督指針」に基づく組織体制の強化を推進します。
- (2) 行政庁の常例検査・監事による監査及び内部監査の実施状況、監査結果に対する業務の改善状況等を確認する部署として監査室を設置し、制度運営の適正化に努めます。
- (3) 研修会等を開催し、役職員の規範意識の向上に努めます。

7. 広報広聴活動及び情報開示

- (1) 組合広報紙等の定期的な発行に努め、NOSAI事業の普及・定着に努めます。
- (2) ホームページ及び掲示板等を活用し、NOSAIに対する理解を促進するため情報開示に努めます。

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共済掛金			保険料	交付 (納入) 保険料	手持共済金	備考
		本年度 予定	前年度 実績		総額	国庫 負担金	農家 負担金				
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
農作物	水稲一筆方式	919,000 a	910,843 a								
		28,699,396 kg	28,443,347 kg	5,445,519	96,904	48,452	48,452	40,697	7,755	56,207	
	麦	10,950 a	12,616 a								
		159,926 kg	177,585 kg	10,087	760	405	355	125	280	635	
	計	929,950 a	923,459 a								
		28,859,322 kg	28,620,932 kg	5,455,606	97,664	48,857	48,807	40,822	8,035	56,842	
家畜	乳用成牛	3,590 頭	3,662 頭	395,422	86,846	39,065	47,781	25,993	13,072	60,853	
	乳用子牛等	859	962	22,420							
	肥育用成牛	8,927	8,174	989,601	51,527	21,843	29,684	14,534	7,309	36,993	
	肥育用子牛	641	689	36,612							
	その他肉用成牛	1,735	1,547	196,540							
	その他肉用子牛等	1,093	1,135	36,989							
	一般馬	-	-								
	種豚	0	0								
	肉豚	0	0								
	小計	16,845	16,169	1,677,584	138,373	60,908	77,465	40,527	20,381	97,846	
乳用種雄牛	-	-	0	0	0	0	0				
肉用種雄牛	1	1	190	42	11	31	7	4	35		
小計	1	1	190	42	11	31	7	4	35		
計	16,846	16,170	1,677,774	138,415	60,919	77,496	40,534	20,385	97,881		

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料	交付 (納入) 保険料	手持共済 掛 金	備 考	
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額	国 庫 負担金	農 家 負担金					
果 穫	半相減収総合一般	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	うんしゅうみかん	7,000	6,268	60,000	5,100	2,550	2,550	2,491	59	2,609		
	災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	2,212	2,085	41,250	1,150	575	575	373	202	373		
	半相特定危険暴風雨 しな	1,500	1,438	76,000	988	494	494	491	3	491		
	全相殺減収総合 う	155	155	439	58	29	29	12	17	12		
	樹園地単位減収総合 う	543	543	871	73	36	37	41	5	42		
樹	小 計	11,410	10,489	178,560	7,369	3,684	3,685	3,408	276	3,527		
樹 体	うんしゅうみかん	7,000	6,268	120,000	1,080	540	540	323	217	323		
	小 計	7,000	6,268	120,000	1,080	540	540	323	217	323		
	計	18,410	16,757	298,560	8,449	4,224	4,225	3,731	493	3,850		
畑 作 物	大 豆	1,510 a	1,465 a	880	85	47	38	27	20	9		
	計	1,510	1,465	880	85	47	38	27	20	9		
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	棟	棟									
	類	-	-						0			
	類	8	9	27,240	36	18	18	2	16	34		
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	類	3	3	1,700	43	21	22	8	14	35	
	類	2,365	2,252	579,500	16,839	8,419	8,420	3,866	4,554	12,973		
	類	556	551	737,600	9,219	4,609	4,610	1,463	3,147	7,756		
	類甲	351	361	644,000	5,429	2,714	2,715	647	2,068	4,782		
	類乙	84	79	251,000	2,034	1,017	1,017	142	875	1,892		
	類	58	53	202,200	1,673	836	837	57	780	1,616		
類	43	39	8,000	124	62	62	19	43	105			
類	99	99	16,900	312	156	156	49	107	263			
	計	3,567	3,446	2,468,140	35,709	17,852	17,857	6,253	11,604	29,456		
合 計				9,900,960	280,322	131,899	148,423	91,367	40,497	188,038		

イ 任意共済事業の規模

項目			引 受		共済金額	保険料賦課金（共済掛金）			B 再共済 掛 金	C 再共済 手数料	D 手持共済掛金 A-(B-C)	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
保 險 関 係	建 物	総 合	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		火 災	2,080	2,336	15,110,000	39,032	31,226	7,806	11,710	4,918	24,434	
	農 機 具	損 害	台	台	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			980	966	1,543,000	7,975	5,918	2,057	0	0	5,918	
計				335,223,000	316,215	185,233	130,982	92,472	38,838	131,599		
再共済割合					30%	再共済手数料率		総 合	42.75 %			
								火 災	42.75 %			

(3) 引受計画と実施方策

「徳島県農業共済組合事業計画目標」を達成するため、正副組合長・支所運営協議会長・参事・部長及び支所長で構成する「農業共済事業推進本部」及び、組合員等を構成員に含めた「支所運営協議会」の効率的な運営により引受の拡大を目指します。

また、共済部長と職員の帯同による農家訪問を実施する等、効果的できめ細やかな加入推進に努めます。

農作物共済

ア 地域農業再生協議会と連携し、耕地毎の利用状況を正確に把握する等、事務の効率化を図り引受率の向上に努めます。

イ 引受を早期に確定し、共済掛金の期限内徴収に努めます。

ウ 農作物共済制度について農家の理解を得るため、研修会や講習会を通して制度の説明に努めます。

家畜共済

ア 家畜共済制度について、未加入農家への説明に努めるとともに、家畜診療所と協力して、新規加入を推進します。

イ 徳島県家畜保健衛生所等関係機関と連携し、衛生指導及び診療情報を共有化することにより、畜産農家の生産性の向上を支援し、継続加入の確保に努めます。

果樹共済

ア JA等関係機関との連携により栽培の実態を把握し、園地台帳等を活用した効率的な加入推進を行います。

イ 引受に当たっては、栽培暦等の補完資料や現地を確認することにより引受の適正化に努めます。

畑作物共済

ア JA等関係機関との連携により作付実態を把握し、徳島県が策定した大豆の栽培指針に沿った栽培方法に基づく、引受対象耕地の加入推進に努めます。

イ 地域農業再生協議会と連携して、経営所得安定対策の農家への周知に努めることで加入の拡大を図ります。

園芸施設共済

ア JA等関係機関と連携し、収集された情報をもとに作成した資源台帳を活用し、加入推進の効率化に努めます。

イ 推進時期及び重点地域を定め、拠点的な対応により効果的な加入推進に努めます。

ウ JA部会等に積極的に参画することで、新規加入者の確保に努めます。

エ 園芸施設及び施設内農作物等の引受について、実態にあった適正な引受に努めます。

任意共済

- ア 建物共済については、加入資格を遵守し引受の適正化に努めます。
- イ 建物台帳に基づき、新規加入者の獲得及び既契約内容の変更等、他保険の加入状況も考慮し、農家の実情に合った補償となるよう努めます。
- ウ 農機具共済については、農機具販売店へ農機具共済の仕組について周知し、情報の共有化に努めながら引受の拡大を図ります。

(4) 損害評価の適正化の方策

被害発生時における損害通知義務について組合員へ周知し、迅速な損害評価への対応と共済金の早期支払いに努めます。

また、支所の「農作物共済小部会」・徳島県等の専門技術職員を含む、損害評価委員並びに損害評価員を中心として、客観性の高い適正で公平な損害評価を実施します。

農作物共済

- ア 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、悉皆調査・抜取調査における評価眼の統一及び分割評価基準の適用方法の確認等、技術の向上を図ることで損害評価の適正化に努めます。
- イ 関係機関からの情報収集及び組合が行う見回り調査により、生育状況及び被害の発生状況を把握し、適期評価に努めます。
- ウ 被害の実態に応じた評価地区の設定により、合理的な損害評価体制を整えます。

家畜共済

- ア 死亡事故及び廃用事故発生時における早期の現地確認を徹底し、適正な共済金の算定に努めます。
- イ 指定・開業獣医師に対して病傷事故診断書の早期提出を徹底することで、共済金の早期支払に努めます。
- ウ 病傷事故診断書の内容審査を実施し、審査結果について以後の診療に反映させることで業務の適正化を図ります。
- エ 無獣医地域での獣医療に支障が生じることの無いよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得ながら、獣医療水準の確保に努めます。

果樹共済

- ア 見回り調査を実施するなど、作柄又は被害状況の把握に努め、損害評価の適正化と迅速化により、共済金の早期支払に努めます。
- イ 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに JA 等からの情報収集により、精度の高い損害評価となるよう努めます。

畑作物共済

- ア 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、悉皆調査・抜取調査における評価眼の統一及び分割評価基準の適用方法の確認等、技術の向上を図ることで損害評価の適正化に努めます。
- イ 関係機関からの情報収集及び組合が行う見回り調査により、生育状況及び被害の発生状況を把握し適期評価に努めます。

園芸施設共済

- ア 被害発生時における損害通知について組合員へ周知することで、迅速で正確な損害評価に努めます。
- イ 強風・突風等の気象災害に備え、予め損害評価体制を整備する等、効率的な損害評価を実施し、共済金の早期支払に努めます。
- ウ 徳島県並びに JA 等関係機関の協力を得ながら、損害評価員及び職員を対象として、施設本体及び施設内農作物に関する損害評価研修会を開催する等、損害評価技術の向上に努めます

任意共済

- ア 事故発生時において、早期に損害通知を行うよう組合員への周知に努め、共済金の請求手続き及び現地確認等を速やかに実施し、共済金の早期支払いにより被災組合員の再建を支援します。
- イ N O S A I 全国が主催する研修会に参加し、専門的知識及び損害評価技術の習得に努め、損害評価の精度向上を図ります。

(5) 損害防止事業の実施方策

これまでの損害防止事業を維持継続し、事業の拡充に向けての検討協議を行います。

共済事業別実施内容

- ア 農作物共済 損害防止機具の貸し出し、病虫害防除薬剤及び獣害防止設備の一部補助については、従前の地域を中心として実施し、費用対効果等を検証する等、地域の実情に応じた損害防止事業の実施について検討を行います。
- イ 家畜共済 家畜診療所獣医師等、専門的立場からの助言を得ながら、予防衛生措置として畜舎消毒、除角及び削蹄補助等を実施します。
- ウ 果樹共済 病虫害防除及び獣害防止措置の支援に努めます。
- エ 畑作物共済 栽培指針に沿った生育管理、病虫害防除及び獣害防止措置の支援に努めます。
- オ 園芸施設共済 台風等の自然災害に対する防災措置及び施設内農作物の予防駆除の支援に努めます。

損害防止活動の普及啓蒙

- ア 各種研修・講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。
- イ 家畜共済特定損害防止事業及び事故低減対策事業の実施により、畜産農家の事故発生率の低減と、生産性の向上を支援します。

(6) 執行体制の整備

事務執行体制の整備方法

- ア 理事会は定款及び理事会運営規則に基づき定期的を開催し、組合運営上の重要事項を審議し、業務の適正運営に努めます。
- イ 監事会は定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務の執行状況等を監査します。また、組合運営の透明性を確保する観点から、適切かつ効率的な外部監査の実施に取り組めます。
- ウ コンプライアンス態勢を確立するため、内部牽制機能が十分発揮される体制を構築し、不祥事の未然防止に努めます。
また、監事及び外部監査の結果の改善状況や、アクションプログラムに基づく研修、規定に基づく内部監査の実施状況・結果及び改善等について、監査室による検証を行い業務の適正執行に努めます。
- エ 国の監督指針に基づき、組合の業務運営上発生が見込まれるリスクを事前に把握し、リスクの回避又は低減することが可能となる管理体制の構築に取り組めます。
- オ 個人情報の保護に関する規則に基づき、組合が保有する個人情報について、適切な管理運用を行います。
- カ 参事・部長・支所長・課長及び所長で構成する幹部職員会議を定期的を開催し、本所・支所及び家畜診療所間の情報を交換・共有化しながら、業務の改善を図ります。

共済部長の設置及び職務

- ア 行政における自治会等の集落単位を基本に共済部長（NOSAI 部長）を設置し、各種事業の引受、損害通知の受理及び共済掛金の徴収等について、組合員とのパイプ役として NOSAI 制度の普及推進に尽力頂きます。

職制及び職員の配置計画

- ア 本所に総務部及び事業部、支所に事業課を設置し、総務関係業務は本所で一元化し、事業関係業務は本所事業部の統括による支所事業課を中心とした事業展開を実施します。
- イ 家畜診療所は本所に併設し、本所事業部との連携強化による事務の効率化を図ります。
- ウ 職員配置は支所への重点配分とし、組合員へのサービス維持向上と事業推進に努めます。

役職員研修等の体制及び計画

- ア コンプライアンス意識向上のため、全役職員を対象とした研修会を実施します。
- イ 農林水産省及び全国農業共済協会主催の専門講習会、階層別研修会等に積極的に参加し、役職員のスキルアップに努めます。

広報活動の充実及び情報開示

- ア 広報紙を定期的に発行し、組合情報の提供やNOSA I制度の普及に努めます。
- イ 事業実績・財産及び収益等の状況をホームページに掲載するなど、組合情報の開示に努めます。

農業共済ネットワーク化情報システムの適切な運用

- ア 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼動と効率的運用に努めます。
- イ 農業共済ネットワーク化情報システムのセキュリティ体制の確立を図る等、情報管理体制を強化し個人情報保護に努めます。

(7) 予算統制の方策

予算の執行等

予算執行状況を定期的に確認し、計画的な執行と経費節減に努め、運営の合理化・効率化を図ります。

余裕金の運用

- ア 余裕金運用の基本方針を理事会で定めるとともに、運用状況について理事会に報告します。
- イ 余裕金の運用にあたっては、理事会で定められた基本方針に基づき、余裕金運用管理委員会において審議し、利息収入の確保と資産の保全に努めます。